起業したときに必要な手続き

手続きをしていないと・・・

飛騨屋社労士・行政書士事務所

平下

行政の方

平下

ちゃんと手続きすればよかった！

労働基準監督署にする手続き

1

労働保険 保険関係成立届

※従業員（パート、アルバイトにも適用）を 1 人でも雇い入れた場合に手続が必要です。

2

労働保険 概算保険料申告書

保険関係が成立した日の翌日から起算して 50 日以内 ※概算保険料の納付も必要となります。

3

適用事業報告書

※労働基準法の適用を受ける事業所となったとき（業種を問わず、労働者を使用するに至ったとき）に提出

4

時間外労働・休日労働に関する協定届

1 日に 8 時間、1 週間に 40 時間を超えて労働させてはいけない」と定められてい ます。これを超えて労働させるためには、使用者は労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表 する者）との書面による協定を締結し所轄労働基準監督署に届け出ることが必要

ハローワークへの手続き

1

雇用保険 適用事業所設置届

適用事業に該当した日の翌日から 10 日以内。
労働基準監督署へ労働保険の保険成立届を提出した後直ちに 届け出てください。
添付：労働基準監督署に提出し、労働保険番号を付与・返却された「保険関係成立届」（事業主控）のコピー

2

雇用保険 被保険者資格取得届

雇用した翌月の 10 日まで。
短時間就労者（パートタイマー）の加入要件：
次の 2 つを満たした場合必ず加入
・① １週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
・② 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

社会保険に関する手続き

1. **健康保険・厚生年金保険　新規適用届**

   事業所を設立し、健康保険・厚生年金保険の適用を受けようとするとき

2. **健康保険・厚生年金保険　任意適用申請書・同意書**

   強制適用とならない事業所が健康保険・厚生年金保険の適用を受けようとするとき

3. **健康保険・厚生年金保険　被保険者資格取得届**

   従業員が健康保険・厚生年金保険に加入するとき

4. **被 扶 養 者 (異 動) 届**

   家族を被扶養者にするとき

5. **健康保険・厚生年金保険　保険料口座振替納付申出書**

   健康保険料・厚生年金保険料を口座振替によって納付するとき

会社に関連する手続きは？

飛騨屋社労士・行政書士事務所

事業形態	雇用	人数	手続き
個人事業主	従業員あり	5名未満	労災成立 雇用保険適用
		5名以上 農林漁業、サービス業などの場合を除く	労災成立 雇用保険適用 社保適用
	従業員なし		特になし
法人	従業員あり		労災設置 雇用保険設置 社保適用
	従業員なし		社保適用

その他手続き

１．税務に関すること 税務署

・法人設立届出書

・青色申告の承認申請書

・給与支払い事務所等の開設届出書

・源泉所得税の納金の特例の承認に関する申請書

・棚卸資産の評価方法の届出書（任意）

・減価償却資産の棚卸方法の届出書（任意）

２．地方税に関すること

都道府県（県税事務所）

市町村（法人住民税課）　・法人設立届出（事業開始の届出）